

「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名称

「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙【「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務委託仕様書】(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結の日(令和8年8月下旬予定)から令和9年3月26日(金)までとする。

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式による

(5) 提案上限額

8,800,000円(消費税及び地方消費税含む)

※見積金額は上限額を超えてはならず、超過した場合は失格とする。また、企画提案にあたっての設定額であり契約額ではないことに留意すること。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

なお、参加形態は事業者単体とし、共同企業体での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 過去10年以内に、全国の地方自治体を契約相手として重要文化的景観保存活用計画及び整備計画策定業務、またこれに類似する関連事業実績を有する者。
- (3) 専門技術者等十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (4) 九州管内に本店、支店、営業所等がある者。
- (5) 波佐見町暴力団排除条例(平成24年波佐見町条例第19号)第8条に規定する措置の対象に該当していない者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でない

こと。

- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等でないこと。
- (8) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3. 募集内容

(1) 募集方法

町ホームページを通じて募集する。

(2) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 2）
- ③ 業務実績調書（様式 3）

過去 10 年間(平成 28 年度以降)に地方自治体を契約相手として以下の同種業務、及びこれに類似する関連事業の受注実績を記載すること。記載する受注実績はそれぞれ最大 5 業務までとする。

記載した業務については、契約書及び特記仕様書の写しもしくはテクリスの登録内容確認書（業務実績）等、受注及び業務内容を証明できる資料を添付すること。

<同種業務>

- ・重要文化的景観整備計画
- ・重要文化的景観保存活用計画

- ④ 業務実施体制調書（様式 4）※管理技術者、照査技術者、担当技術者等

本業務に携わる技術者を記載すること。また、保有資格を称する書類を添付すること。

- ⑤ 納税証明書

法人税・法人県民税・法人市民税納税証明書及び消費税納税証明書（直近 3 年間）

(3) 提出方法

持参または郵送により受付を行う。なお FAX、電子メールでの受付は行わない。

※午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること（土日祝日を除く）。

※郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 提出期限

令和8年7月31日(金) 午後5時まで(必着)

(5) 提出場所

「15. 担当課」に同じ

(6) 提出部数

各1部

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

「質問書」(様式5)を波佐見町教育委員会文化財班まで電子メールにて提出すること。なお、電話・FAXまたは口頭による質問、及び審査基準の配点などの審査に関する事項や他の企画提案者に関する情報、その他業務の実施に必要な無いと判断される質問は受け付けない。

質疑がない場合は提出不要とする。また、回答に対する再質問は認めない。

(2) 質問受付期限

令和8年7月28日(火) 午後5時(必着)

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年7月30日(木)までに電子メールまたはその他の方法で回答する。

5. 参加資格審査

参加申請書の提出者が4者以上の場合は、「9. 審査方法(2) 審査項目① 業務実績、業務体制について」に基づき審査した結果の評価点上位3者(以下「提案者」という。)のみが提案書を提出する。なお、結果に対する問い合わせ及び異議の申し立ては、一切受け付けない。

応募事業者について、参加資格の審査結果を令和8年8月5日(水)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、参加申請書の提出者が1社の場合においても、提案書の提出を求め、プレゼンテーションを実施する。

6. 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式6）を提出すること。なお、辞退により、その他の事業への不利益を被ることはない。また、すでに提出された書類は返却しない。

（1）提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時（必着）

（2）提出先

「15. 担当課」に同じ

（3）提出方法

電子メール（提出先：bunkazai@town.hasami.lg.jp）

7. 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和8年8月12日（水）午後5時（必着）

（2）提出先

「15. 担当課」に同じ

（3）提出方法

持参または郵送することにより行うものとし、FAX、電子メール等による受付は行わない。

（4）提出書類

① 提案書提出届（様式7）

② 提案書（様式任意）

- ・用紙は、A4版普通紙（必要に応じてA3版の折込み可）とすること。
- ・形式は、縦置きまたは横置きで両面印刷可とすること。
- ・本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・ページ数は、表紙、目次を除く10ページ以内（A3版は2ページとしてカウント）とすること。
- ・ページと目次を付けること（表紙と目次にはページを付けない）。
- ・別紙仕様書を熟読のうえ、次の項目の順番に従い作成すること。

1) 方針・考え方（実施方針、業務フロー、実施スケジュール、実施体制等）

2)「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務

3) その他追加提案事項

③ 見積書及び積算内訳書（様式任意）

業務名称及び税抜き金額を記載すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳のわかる積算内訳書を提出すること。

(5) 提出部数

各6部 正本1部・副本5部（正本の複写でも可）

8. プレゼンテーションの実施

選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(1) 開催日時及び会場

①日時

令和8年8月20日（木）（予定）

②場所

波佐見町歴史文化交流館（予定）

(2) 実施方法

①提出した提案書の内容について20分以内でわかりやすくプレゼンテーションを行うこと。

②審査員からの質問に対し簡潔明瞭に回答すること。質疑の時間は約10分とする。

③プレゼンテーションに際し、プロジェクターやスクリーン、電源は本町が用意するが、その他の機器（パソコン等）は提案者が用意すること。

④プレゼンテーションでスクリーン等を使用する場合は、事前に申し出ること。

⑤プレゼンテーションは、本業務において管理技術者もしくは主となる担当技術者が行うこと。

⑥提案者の出席者は最大5名とし、オンライン参加は不可とする。

⑦プレゼンテーションは、一般非公開とする。

⑧説明に際して用いることができる資料は、提出した提案書のみとする。また、プロジェクターに投影できる内容は、提出した提案書の内容のみとする。

9. 審査方法

(1) 審査方法

「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

（２）評価項目

以下の評価項目に基づき総合的に審査・選定する。なお、審査内容や審査結果に関する質問、異議等については受け付けない。

① 業務実績、業務体制について

- ・ 会社の実績等
- ・ 管理、照査、担当技術者の実績等
- ・ 人員配置等の業務体制

② 企画提案について

- ・ 専門的な知識・情報・技術力
- ・ 対象地域の現状と課題の把握
- ・ 上記課題に対する施策提案
- ・ 啓発・活用施策の提案
- ・ 作業内容
- ・ 業務フロー、業務スケジュール

③ プレゼンテーションの内容について

- ・ 提案の趣旨は明確であり、実現性の高いものか

④ 提案見積額について

- ・ $\text{最低提案見積額} \div \text{提案見積額} \times \text{配点}$

（３）選定基準

評価項目ごとの評価点数の合計点数に基づくものとし、最高得点者を受託候補者、次点の者を次点受託候補者として決定し、提案者へ通知する。なお、合計点が同じ場合は、見積金額の評価点を比較し、見積評価点が高い者を受託候補者とする。すべての評価点が同じ場合は出席委員の多数決で決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。

10. 審査結果の通知

受託候補者が決定したときは、速やかに提案者全員に対し自身の結果を通知する。通知予定日は令和８年８月２１日（金）（予定）とする。

審査結果に対する問い合わせ及び異議の申し立ては、一切受け付けない。

11. 契約

受託候補者を契約の相手方とし、契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行い、随意契約にて契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった次点受託候補者を受託候補者として協議を行う。

12. 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を受託候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- （１）契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- （２）必要書類が提出期限後に到着したもの。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- （３）提出書類に不備があるもの。
- （４）書類等の提出、回答、報告等、町が必要と認める事項を正当な理由なく拒否したもの。
- （５）提出した書類等に虚偽の記載があったもの。
- （６）提案見積書の金額が「提案上限額」を超えるもの。
- （７）プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席したもの。
- （８）談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と町が判断したもの。

13. その他

- （１）本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- （２）提出された企画提案書等は返却せず、町の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- （３）提出された企画提案書等は、本町の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本町の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本町の許可なく開示できない。
- （４）今回の選定について、企画提案内容を基に事業者の能力を評価することで業者選定を行うものであって、企画提案内容そのものを評価するものではない。したがって、企画

提案内容に固執することなく、発注者の意向を十分反映させた内容になるよう努めること。

- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合は、その旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては、公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は、本町に帰属する。

14. 選定のスケジュール

内容	日程
公示日	令和8年7月21日（火）
質問書提出期限	令和8年7月28日（火）午後5時（必着）
質問書に対する回答	令和8年7月30日（木）
参加申込書提出期限	令和8年7月31日（金）午後5時（必着）
参加資格決定通知	令和8年8月5日（水）
参加申込後の辞退期限	令和8年8月7日（金）
企画提案書提出期限	令和8年8月12日（水）午後5時（必着）
プレゼンテーション実施日	令和8年8月20日（木）（予定）
選定結果通知	令和8年8月21日（金）（予定）
契約締結	令和8年8月下旬（予定）

15. 担当課

波佐見町教育委員会 文化財班

〒859-3702 長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷 1010 番地 1

電話 0956-85-7355（直通・FAX 兼用）

メールアドレス bunkazai@town.hasami.lg.jp